

特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和2年11月24日

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県規則第55号

特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定による特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成30年宮崎県規則第65号)は、廃止する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。